

# 日中戦争前夜におけるイギリスの対日政策

木 畑 洋 一

## 1. はじめに

満州事変を皮切りにファシズム化が進行していった日本において、ファシズム体制が確立期に入ったのは、1937年7月の日中戦争勃発以降である。その前年の2.26事件前後から日中戦争開始に至る間は、軍部の政治的発言力が強まっていく一方、36年2月の総選挙で無産政党が勢力を伸ばしたことにより示されるように、ファシズム化への国民の不満もかなりたかまっていた時期であり（成功の見込みはきわめて乏しかったものの反ファシズム人民戦線運動展開の試みがなされたのもこの頃である）、ファシズム体制確立に入る前の最後の動搖の時期であった。対外政策の面においては、36年8月の五相会議で「国策の基準」が承認されたが、これはよく指摘されるように、北進を主張する陸軍と南進を唱える海軍との間の妥協の産物であり、「国策」の基本方向そのものはいまだ混乱していた。とはいえ、この「国策の基準」の作成は、日本が対外侵略戦争拡大の方向へさらに一步大きく踏み出したことを意味した。同時に四相会議で決定をみた「帝国外交方針」は、ソ連に対抗する方向を重視しつつ、日独提携の実をあげ、イギリスとの親善関係も増進する必要を強調して、対外侵略の拡大にいっそう有利な国際環境の創出をめざす政策を明らかにしていた。前述の如く国内のファシズム化過程にまだ強い動搖の残っている時期にあって、日本をとりまく国際環境の改善は、ファシズム化および対外侵略推進の上で重要な課題となっていたのである。

本稿は、「帝国外交方針」が「各方面ニ於テ帝国ト利害関係相容レザルモノ少ナカラザルモ、東亞ニ於テ欧米列強中最大ノ権益ヲ有シ、且又欧洲諸國ノ向背ガ英國ノ態度ニ依ル尠多[シ]<sup>1)</sup>」と述べてきわめて重視していたイギリスの、この時期における対日政策をとりあげ、日中戦争前夜、すなわち日本ファシズム確立期前夜の国際環境の一端に光をあてようとする試みである<sup>2)</sup>。

この頃は、イギリス外交に即してみれば、従来仮想敵国とみなされてきた日本、ドイツ、ソ連に加えて、エチオピア侵略に成功したイタリアも仮想敵国とされはじめた時期であり、とくに日、独、伊の3国と同時に敵対関係に入る可能性に関して政策決定者がきわめて大きな危機

感を抱くようになった時期であった。その結果、1937年から軍備強化のテンポが速められるとともに、それまでもとられてきた日、独、伊3国への宥和的政策が、改めて追求し直されることになったのである。

本稿の対象とするテーマをめぐる研究は決して多くないが、ここ数年、注目に値する成果が発表されはじめた。まずトロッターは、吉田茂駐英大使の日英接近を促進しようとする動きとそれに対するイギリス側の反応をはじめて詳細に分析した<sup>3)</sup>。最も新しく発表されたアグビの研究は、このトロッターの研究の枠を越えるものではない<sup>4)</sup>。またわが国においては細谷千博氏が、1934年からの吉田の活動をとりあげて、彼の「夢と挫折」を描くという形でその対英外交を分析された<sup>5)</sup>。本稿ではこれらの業績、とくにトロッター女史と細谷氏の研究をふまえつつ、これらの研究ではあまり重視されていないイギリス側における日本支配層の勢力配置認識と対日「経済宥和」構想に力点を置いて、この時期の対日政策を叙述してみたい。

## 2. 吉田覚書をめぐって

1936年、日英関係のよりいっそうの緊密化を求める声は、イギリスにおいても日本においてもかなり強かった。

イギリス政府内部にあっては、チェンバレン蔵相 (Neville Chamberlain) が、以前からひき続いて日本との妥協推進派の先頭に立っており、彼のもとで大蔵省が親日的勢力を代表していた。また軍部の中でも、日英間の速やかな協調達成の必要性が強調されていた。ドイツの蠢動の開始、アビシニア戦争の勃発など、ヨーロッパ情勢が極度に不安定になってきた状況下では、東アジア、太平洋での帝国防衛におけるイギリスの軍事力は少なくならざるをえないと予測されたため、それを補うものとしての日本との外交的提携が、以前にも増して軍部によって重視され始めていたのである。こうした意向をよく表わしていたのが、36年1月に閣議に陸相の名で提出された「英日間の友好の重要性」と題する参謀総長覚書であった。この覚書は、日本の軍部にも対英接近の意向があらわれてきたとみて、両国間の友好関係確立の機会をのがさぬことの重要性を説き、さらに日英間の提携によってのみイギリスにとって危険な日独間の同盟成立を妨げうると論じていた<sup>6)</sup>。

イギリス外務省は、日英間の友好関係を強化するという一般原則自体には賛成していたが、性急な日英接近論には一貫して批判的であった。従ってこの軍部覚書に対しても厳しい批判を加えた。極東局長オード (Charles Orde) は、日英が真に了解に達する上で最大の障害となっているのは中国問題であるが、参謀総長覚書はこれを全く無視していると指摘し、もしもこの覚書の主張に沿う政策が具体化されたなら、中国、合衆国、国際連盟の反感をかうのは必然であると批判、日英接近も日独提携を妨げる効果は持たないだろうと述べた<sup>7)</sup>。ただし、この頃

外務省においても、日本の支配層の中で文民の力が増し、軍部も稳健化の方向をたどっている、との見方が存在していたことに着目しておく必要があろう<sup>8)</sup>。1936年初頭には、日本の対外姿勢、とくに对中国政策の柔軟化への期待がかなりひろがっていたのである。しかし、2.26事件の発生は、こうした認識を転換させた。これによって軍部の力が強大化してきたとの評価が強まり、急な日英接近策への外務省の消極的姿勢をますます固めていくことになった。

一方、日本側では、当時ドイツとの間の秘密交渉が進んでいたが、遅れてこの交渉に関わるようになった外務省は、日独提携とならんとイギリスとの和解を追求する必要性を強調していく<sup>9)</sup>。親英派をもって任じる吉田茂もイギリスとのいっそうの接近をぜひとも実現しなければならないと考えていた一人であった。陸軍の反対にあって広田弘毅内閣の外相に就任できなかった吉田は、駐英大使というポストを得て、この時期の日英接近工作の主役になるのである。

吉田はイギリスへ赴く途上で合衆国に寄り、ハル国務長官（Cordell Hull）らと会見した。ここで彼は、日英米の協力関係樹立の重要性を説いている。その際、彼は日本における稳健派の力の増大を強調したが、アメリカ国務省の担当者は、吉田がいかに真剣であって、イギリスの指導者の一部の注意をひきつけることになっても、結局はそれが日本の中国侵略という事実をおおいかくす煙幕の役割しか果さぬのではないか、と懸念していた<sup>10)</sup>。

イギリスでは対日接近派の人々が吉田を歓迎した。当時イギリスの新聞の中で最も親日的な論調を展開していた『モーニング・ポスト』紙の編集長グウィン（H. Gwynne）宅で開かれた彼の歓迎宴には、前外相ホーア（Sir Samuel Hoare）、大蔵次官として官界に大きな勢力をもち、チェンバレンの右腕であったフィッシャー（Sir Warren Fisher）らの親日派の中核人物が集まつた<sup>11)</sup>。

吉田はさっそくイギリスの指導者たちに日英協調の必要性を説きにかかったが、それに際しては、まずソ連共産主義を日英共通の敵とするところに両国友好の軸をすえることを強調した。その一方で、彼は中国での両国間の矛盾は少ないと主張し、イーデン外相（Sir Anthony Eden）に対して、日本が中国での法と秩序維持の役割を受けもち、イギリスが中国での治水事業を受けもつという形での中国支配における日英分業論を説いたりしている<sup>12)</sup>。

こうした吉田の提案をより具体的に示してほしいとのイギリス側の要望に答えて、吉田は10月26日、チェンバレンを通して日英友好に関する覚書を外務省に届けた。この覚書の作成過程で彼は、10月15日チェンバレンと二人きりで昼食をとり、内容を逐一検討している<sup>13)</sup>。従ってこの覚書は、内容に関して一応チェンバレンの了解を得たのちに、外務省に提出されたものと考えられる。

覚書は以下の10項目から成っていた<sup>14)</sup>。

(a) 長城以南の中国の領土、主権の尊重。

- (b) 中国における「門戸開放」原則の支持、中国海關の保全の尊重。
- (c) 中国における外国権益の尊重。近年貿易 ボイコットによってこれが破られている原因は、列強の協力の欠如にある。従って、権益を覆えそうとする動きに対しては共同抗議を行なう。そのための日英間の協議。
- (d) 中国での秩序回復、資源開発のための財政的・政治的援助の必要性。また洪水防止、交通網の拡大などのための援助。その第一段階としての日英間の討議。
- (e) 共産主義勢力の中国における拡大の危険性。秩序回復のため、日本からの長期信用に基づく武器・弾薬の供与、および軍事顧問の派遣。この点に関しては日中両国が直接交渉するが、もし両国が合意に達しない場合、イギリスの支援を歓迎。
- (f) イギリスおよび植民地における日本製品への公平な市場開放と合理的な輸入割当制の協議。例としては1935年を基準とした場合の20%削減。
- (g) 自治領にも前項と同様の協定を結ばせるためのイギリス政府の斡旋。
- (h) 日英間の財政関係の増進。
- (i) 海軍軍縮会議の再開。日ソ戦争の場合のイギリスの好意的中立。逆にイギリスが戦争に入った場合の、日本によるイギリス植民地、帝国ルートの擁護。
- (j) 國際連盟再建のためイギリスが受けいれる案への日本の協力。

この個々の提案は日本政府の承認をうけたものでもなく、細谷千博氏が評されるように「余りにも網羅的で、実現可能性に乏しく、思いつきを並べた観」があり、「中には時代錯誤的な響きのある項目すらもられて」いた<sup>15)</sup>。こうした傾向を最も強く帶びていたのは(e)項であり、イギリス外務省もこの項を最も強く批判した。もしもこれが実現されれば、中国は日本の従属国となってしまう、というのである<sup>16)</sup>。中国の民族的意識に一定の考慮を払い外国による支配の露骨な押しつけはかえって中国における外国権益の喪失につながる、と懸念する外務省側はこのように考えた。この頃起っていた成都事件、北海事件、さらに漢口、上海での日本人射殺事件などを口実に、日本が中国に自らの要求を押しつけようとしている模様であり、またそれに対する中国の抵抗姿勢が強まってきており、との観測が行なわれていただけに、吉田覚書における中国問題の扱い方は厳しく批判されたのである。しかし、その反面、中国側が日本に対する抵抗姿勢をあまり強めていくことにも、イギリスの政策決定者が危機感を覚えていたことをも、ここでつけ加えておく必要がある<sup>17)</sup>。イギリスにとっては、その権益をとりまく状況を大きく変化させることのない現状維持の路線があくまで望むところであった。

しかし、吉田覚書の中国に関する提案の中で、イギリス側が具体的にとりあげる姿勢を示した点が一つだけあった。それは(d)項に含まれる交通網拡大のための援助、具体的には鉄道建設問題である。

もともと、中国におけるイギリスの経済進出の手段として鉄道建設問題を重視する見方は当時広くひろがっていた。たとえば、1930年世界恐慌の最中に経済諮問委員会のもとに作られた中国市場問題調査委員会の報告書は、対中国貿易の拡大がイギリスの貿易全体の再生のために第一級の重要性をもつと評価し、中でもイギリスが中国の鉄道建設のために財政的・技術的援助を与えることを重視していた<sup>18)</sup>。中国の工業化の進展という現実を前に、イギリスの対中国貿易構造が重工業製品輸出をいっそうふやす方向に変化しなければならないと考えられていた中で、鉄道資材は中心的位置にすえられていたのである。そして、鉄道建設のための借款供与も、对中国貿易振興のテコとしての重要性を付与されていた。中国での鉄道建設のために国際的な借款を与えることは、中国の幣制改革を援助し10ヶ月にわたる東アジア滞在を終えて帰国していたリース=ロス (Sir Frederick Leith-Ross) も強調していた点であった。

一方、中国側も、この頃、鉄道建設にイギリスの支援をあおぐ意向があるとの姿勢を示していた<sup>19)</sup>。イギリス側はこれに積極的な反応を示したが、直接この問題に関わったリース=ロスは、このような計画にイギリスがのり出す際には、まず日本との間で話をすることが必要だと考え、四国借款国のイギリス側代表アディス (Sir Charles Addis) に対し、日本の協力の可能性を打診するよう指示した。吉田覚書はこのような時に出されたのであり、イギリス側はその(d)項の中に、鉄道建設共同借款問題を進展させる可能性を見出したのである。中国側が日本の参加に対してなかなか賛意を示さないであろうことは予想されたが、アディスは日本に対する具体的な働きかけを行なった。しかし、吉田覚書の提案にもかかわらず、日本側からは積極的な反応は帰ってこなかった。

吉田覚書の中国関係以外の項目の中でイギリス側の注意をひいたのは(f)項の市場調整問題であった。日本側が問題にしていた貿易障壁の中心は、1934年に導入されたイギリス帝国内の植民地・保護領にイギリス本国が押しつけた綿・レーヨン製品に対する輸入割当制であった。もともとこの制度は、イギリス織維業界の強い圧力のもとに、国内外の意見分裂をおしきって強行されたものであり、イギリス国内においてもその変更を求める声は一貫して存在していた。割当制施行の結果、施行地域でのイギリス綿製品の輸出は確かに伸びたものの、それほどイギリス産業全体を助ける結果は生まず、反面イギリス植民地以外の地域でかえって日本の進出に拍車がかけられるという事態も生じていたため、イギリス側としては、より広い範囲における市場調整を日本と行なう必要性を感じていたのである。

こうした事情を背景に、イギリスの商務省は吉田覚書の(f)項を原則的に歓迎する意向を示した。しかしその際、吉田提案がイギリス植民地以外のあらゆる市場においても輸出調整をする意向を含むものか、などの諸点について疑問を発している<sup>20)</sup>。

吉田覚書に対するイギリス側の直接的反応がこのようなものであったとすれば、日本側は吉

田の動きをどのように見ていたのであろうか。有田八郎外相は、原田熊雄に対し、吉田覚書の(i)項に関わる内容に触れて、「日本はいよいよ対露戦争を決心してをると思わせるようになり……非常に困ってゐる。殊に日独条約の発表前にかういふことは非常に困る」と語っている<sup>21)</sup>。駐日イギリス大使クライヴ (Sir Robert Clive) に、松平恒雄前駐英大使が語ったように、吉田提案の「大筋は日本政府の見解に合致」していたとしても<sup>22)</sup>、吉田の動き方は日本政府に少なからぬ困惑を与えていたといえよう。

吉田覚書がイギリス側で検討されている最中の36年11月25日、日独防共協定が締結された。これによって日英接近をもって日独提携を防止しようとする考えを抱いていた人々は失望することになった。しかし、イギリス外務省などは日英接近も日独提携を妨げないとみていたため、協定締結にはさほど衝撃を受けず、ソ連が日本へのいら立ちを強める結果になって、日本の立場は強化されるよりもむしろ弱められたと考え、また中国をより英米側に接近させる効果をもつと、どちらかといえば楽観的な観測を下していた。さらにこれを機に中国がドイツへの警戒心を強める事態になれば、急速に拡大してきたドイツの対中国輸出が減り、イギリスの輸出が増えるかもしれないとの予想も抱かれていた<sup>23)</sup>。

そして、日独防共協定が結ばれても、日英友好関係の速やかな確立を希望する声は依然衰えなかった。一例をあげてみよう。36年末にヴァンシタート外務次官 (Sir Robert Vansittart) が、「世界情勢とイギリスの再軍備」という覚書を執筆、その中で日英の利害は真向から衝突しており、日本側からしばしば言い出される日英友好提案もことばのみにすぎないと、日英協力策を強く批判した<sup>24)</sup>のに対し、海軍本部委員長チャトフィールド (Sir Ernle Chatfield) は、日英協調がぜひとも必要であると激しい反論を加えた。イギリスにとっての最悪の事態は、ドイツがその方向を決する以前に日本との戦争にまきこまれることであり、それを避けるためには日本の外交を支持するとの姿勢を示すことが重要である、と彼は述べ、その一步として吉田の動きを高く評価したのである<sup>25)</sup>。

### 3. 吉田覚書へのイギリスの回答

吉田は彼の覚書提出後、その提案を実現すべくイギリス側への働きかけを続けた。とくに彼は、イギリスが日本を援助することが、日本における稳健派の力を強め、軍部の力の抑制につながると強調し、逆に日英協調が実現しないと稳健派を落胆させ、日本の政策はイギリスにとってより好ましくない方向に向かう、と警告していた。彼は、ヨーロッパ情勢がきわめて不安定な状況下では「極東ニ事生ゼバ英ノ長鞭遂ニ馬腹ニ及バズ我ニ頼ルノ外ナカルベク即チ英ヲ誘フテ我希望ヲ容レシムルハ必ズシモ利ナシトスペカラズ<sup>26)</sup>」と考えており、イギリス側が彼の提案に積極的に応じる可能性がある、と予測していたようである。

イギリス側は、吉田覚書に対する回答を慎重に作成した。提案の(a)に関しては、中国の領土・主権の尊重という点では異論がなかったものの、その地域的範囲をめぐって外務省と大蔵省の見解が対立した。すなわち、大蔵省側が長城以南という言葉を入れておくこと（つまり日本側の主張に従うこと）を主張したのに対し、外務省は「満州国」を除いたとしても長城以北にも中国の主権がまだ及んでいる所があるのを大蔵省案は無視しているとして、この言葉は削除すべきであると考えたのである。この点については結局大蔵省側が譲歩を行なった。(b)(c)については日本側の姿勢に大体同調したものの、(c)の日英の共同抗議という提案には留保を示した。(d)に対しては中国自身が援助を希望し受け入れることが不可欠である点を強調しつつも、鉄道建設をめぐって日本と協力する用意があることを明らかにした。(e)へは強い批判を加え、外国からの軍事的助言にはやはり中国の希望と受け入れ用意が必要であるとの留保を行なった上で、中国への武器供給は、それが可能なあらゆる国が行ないうると、日本の独占案を斥けたのである。次に(f)をめぐっては、日本の輸出に公平な市場を確保させることに積極的態度を示しつつ、イギリス本国や植民地以外の地域も含むあらゆる地域での市場調整が必要なことを示唆した。その他(g)(h)にはおおむね同意、(i)については他国も関係するため、日本のみとの協定では扱いえない、と答えた<sup>27)</sup>。

以上、この時期のイギリスの対日姿勢を表わしている材料として、イギリス側回答を少し詳しく紹介してきたが、実際には、この回答は1月18日に吉田に手交されはしたもの日本政府には伝達されずに終ってしまった。一応は喜んでこれを受け取った吉田が、3日後、自らの覚書は自分の考えを正しく伝えたものではなく、それに対するイギリス側の回答も、自分を「困惑」させると述べ、イギリス側から一般的協定を交渉する意向を示した文書を渡してもらえば、それに対して日本側が改めて明確な提案を行なおうと、語ったのである<sup>28)</sup>。

吉田覚書への回答作成に費やしたイギリス側の努力を無にするこの吉田の態度は、当然イギリス側を立腹させた。イギリス外務省は吉田のこの行動の理由を、覚書提出にあたって日本政府の了解を彼が得ておらず、従って回答を本国に伝える勇気がないか、あるいは回答がもっと日本側に有利なものと政府に予測させていたためではないかと推測していた。吉田の真意が何であったかを示す史料は今のところ存在しないが、おそらく彼は(e)項などで彼の提案内容とイギリス側回答にかなり大きなくらい違いがでてきたのを見て、両国間の見解がより一致する範囲に当面の協力要請を限定しようとしたのではなかろうか。彼の目的はあくまで日本の大幅な中国進出を損わない限りでの日英協力だったのである。その結果、さらにいくつかの曲折を経て1月末に交された日英両国の覚書では、中国の領土保全、門戸開放、さらに通商問題に関する日英両国の協力といった、一般的原則の確認が行なわれるにとどまった。

ところで、こうした事態が進行していた36年末から37年初めにかけて、東アジア情勢は若干

の変化をみせていた。そのひとつは、中国における西安事件の発生である。蔣介石指導下の南京政府による中国統一、経済改革の可能性に信を置き始めていたイギリスは、中国がかかえている問題にとりくみうる指導者は蔣の他にいないとみて、蔣の救出に熱意を示した。従って蔣が無事に解放されたことは、イギリスの政策決定者を安堵させたが、その陰に中国共産党の動きがあり、日本に抵抗するための統一戦線を組む方向で国共間の接近が進んでいることについての認識は、きわめて不足していた<sup>29)</sup>。中国の民族運動の力に関して一定の理解を示し、そうした力を無視して外国による支配を押しつけようとする吉田覚書の内容に留保を示したイギリス側（とくに外務省）も、彼らの理解を越えて、中国民衆の侵略に反対する結集が進みつつあったことは認識しえなかつたのである。いずれにせよ、中国におけるこのような事態の進展は、吉田覚書の中国関係条項の非現実性をますます強める結果になった。

一方、日本においては、37年1月下旬、広田内閣が総辞職に追い込まれ、宇垣一成が組閣に失敗、結局2月2日に林銘十郎内閣が成立するという政局の動搖が生じていた。広田内閣総辞職をめぐって、イギリスでは、これが過激派の軍部と穏健派の財界の間の争いであるとする見方が広く抱かれた<sup>30)</sup>。すなわち資本家階級が、これまで誤った勢力（軍部）を支持してきたことによく気づき、軍部の独走を抑えようとする方向に動きはじめた、との観測が行なわれたのである。成立した林内閣に関して駐日大使クライヴは次のような評価を下した。林内閣は弱体であり、短命であるかもしれない。しかし、第1に軍部が国民感情のもつ力を知り当面は行動のスピードを落すであろうこと、第2に経験をつんだ銀行家である結城豊太郎蔵相が、実業界の利益と日本のもつ経済力の限界に留意するだろうこと、この二点は確かである、と<sup>31)</sup>。

このように、この頃日本における「穏健派」の力に対するイギリス側の期待は高まっていた。吉田茂個人に対する信頼感の欠如にもかかわらず（37年1月の前述の混乱が起る以前でもイギリス外務省側は吉田を信頼していなかった）、吉田提案に対してイギリス側が多大の労力を払った背景には、日本内部の勢力関係についてのこのような認識が存在していたのである<sup>32)</sup>。そして、こうした見方からは、林内閣成立後少し遅れて外相に就任した佐藤尚武の登場は、きわめて歓迎すべき出来事であった。彼はたとえば、「日本で数少ないヨーロッパ外交をわきまえ、ヨーロッパの心を知っている人間である」とみられていた<sup>33)</sup>。

少し後のことになるが、37年5月、イーデン外相はこのような認識を以下のとく明快にまとめている。「日中関係の新時代が明けようとしていることを示す兆しがみられる。日本は中国を扱う正しい方法が何であるかについての見方を明らかに変えつつある。満州におけるその野望を十分に実現しえなかつたこと、中国の軍備強化と統一化の進展、極東におけるロシアの力の増大、それにわが国の軍備強化、これらすべてが日本の態度変化をもたらした要因といえる」と<sup>34)</sup>。

イギリスは、吉田覚書の内容を全体としては支持しがたかったし、とくに中国との関係に関しては日英協力の条件はますます減っている。それにもかかわらず吉田の動きに示される日本の「穏健派」への期待は高まっていく。これが37年初頭に、イギリスの政策決定者の置かれた状況であった。

#### 4. 東アジア政策の再検討

こうした状況の中で、イギリス政府内部では、東アジア政策見直しに関する提言が種々なされはじめた。

まず、36年夏に中国から帰国して以来、東アジア問題の専門家として自他共に許すようになっていたリース=ロスは、財政力からいっても日本には中国大陸で戦争に入れる力はなく、そのことをすでに力をかなり出しきった感のある軍部も承知しているとの前提のもとで、吉田提案はたとえ個人的な動きであったとしても、その目的は現在の日本の文民のみならず軍部も歓迎する性質のものと評価し、日本との友好関係を強める必要性、とくに日本に対して財政的援助を与える必要性を説いた<sup>35)</sup>。この財政援助問題は、吉田がリース=ロスに対して促していた問題であった。その際吉田は、財政援助が日本の穏健派が軍部を抑える上できわめて役に立つと述べており、リース=ロスもこの考え方賛成していたと思われる。しかし駐日大使館の経済担当参事官サンソム（Sir George Sansom）は、財政援助はむしろ軍部の力を強めるのみと、こうした考え方に対する厳しい批判を浴びせていた<sup>36)</sup>。

次に軍部は、ヨーロッパと極東で同時に戦争状態に突入するのを避けるため、日本がイギリスに敵対する機会ができるだけ減らすべく、日本との間に友好的関係をうちたてる必要性を強調していた<sup>37)</sup>。

これに対して、日本との協力増大に批判的な声もあげられた。そうした意見を最も強く述べていたのは駐中国大使ナッチャブル=ヒューギスン（Sir H. Knatchbull-Hugessen）であった。彼は政府の対日協力姿勢がすでにゆきすぎいると指摘し、むしろイギリスは日本と中国およびソ連の間の和解を実現する方策をとるべきである、と主張したのである<sup>38)</sup>。

外務省はこの意見にくみせず、ドイツや日本とソ連の間の緊張関係を存続させておく方が、イギリスに有利に働くと考え、また日中関係についても、日本の政策がどう展開するかを待機して見守り、日本が侵略政策を捨てて中国の発展のためにイギリスと協力する機会があらわれるのを待つ、という、これまでと変らぬ受動的姿勢の保持を表明した<sup>39)</sup>。

イギリス外務省は、リース=ロスのような性急な日英協力策にはあいだらず批判的であったが、ナッチャブル=ヒューギスン大使の見解にもくみせず、結局吉田提案の後に続く日本側のインシアティブを待っていたのである。しかし、佐藤外相のもとでのイギリスへの働きかけの開始は

4月末を待たねばならなかった。佐藤は自伝の中でこの間の事情を次のように説明している。「まず軍と話し合いを遂げ、支那問題の和平解決に乗り出し、かつソビエトロシアとも戦争を避けて平和的に国交を調整する方針を立て、そして国内的に重要方針につき軍部その他と万端打ち合わせを遂げたあとで初めて対英問題の調節に乗り出したのである。それが就任以来二ヶ月余を経た後のことであった。当時の日本は満州事変以来、もっぱらイギリスと利害の衝突をきたしていたのであって、アメリカとはまだそれほどのことがなかった時代である。であるからイギリスとの国交調整ができれば自然、日米関係にも好影響を及ぼすことになっていた。これに成功すれば当然、アメリカとの交渉にも手をつけるつもりであった<sup>40)</sup>。」この回想にみられる通り、佐藤は外相就任後約2ヶ月を経た4月30日付の吉田および駐米斎藤博大使あての電報の中で、日支国交調整のための列強との関係調整が必要であるとし、とくに「支那ニ最モ深甚ナル利害關係ヲ有スル英國トノ間ニ何等カ具体的ニ話合ヲ進ムルコト肝要」と記し、そのための具体案を考究中である、と述べている<sup>41)</sup>。

この頃、佐藤外相がこのように日英関係調整に本格的にのりだそうとしていたことに、内外の観測筋は注目していた。前年からの吉田による交渉は秘密裡に行なわれていたが、4月30日の『東京日日新聞』は、対支共同援助の線で日英了解の動きがすでに具体的結論にまで達しているとのU.P.ロンドン特派員の報道を伝えた。これはイギリスでも波紋をよび、イギリス外務省は『ザ・タイムズ』に働きかけて5月1日付同紙で、まだ具体的提案を考慮している段階には至っていない、と報道させた。しかし、その『ザ・タイムズ』紙も5月3日の社説では、中國に関して日本が「特別な地位」をもっているとの明白な事実を認める用意がイギリスに十分ある、との見解を発表している。一方、イギリスで従来から対日接近に批判的であった『マンチェスター・ガーディアン』紙（5月8日付社説）は、日英友好の名のもとに中国を犠牲にすることに対して警告を発したし、『エコノミスト』誌は満州支配の手を日本がゆるめることこそ、日英友好の条件であると述べ、現状での日本への接近を批判していた<sup>42)</sup>。

中国自身こうした日英接近の噂に強い不安感を覚えており、イギリス側にそれについて尋ねるとともに、アメリカに対しても問い合わせを行なったりしていた。アメリカは、中国を犠牲にするような形での会談が日英間で行なわれてはいないと信ずる旨、中国側に返答しているが<sup>43)</sup>、そのアメリカの政策決定者自身が、日本とイギリスの間で中国における勢力圏分割構想が進展しているのではないかという疑惑の念を抱いていたのである<sup>44)</sup>。またソ連も、日英交渉への警戒を隠さず、5月10日付『プラウダ』紙は、「中国北部を日本に渡してしまうことにより、ロンドンは東京がソ連国境やモンゴル人民共和国国境で大規模な軍事的冒険に出るのを許し、さらにはそれを助長している」と論じた<sup>45)</sup>。

しかし、現実には、日英間の交渉はこの間ほとんど進展をみていかなかった。具体的な提案をまとめあげる以前に林内閣が倒壊し、佐藤も外相の地位から退いたためである。この状況を見て、再び吉田の個人的活動が始まった。彼は、林内閣倒壊による交渉の遅れをカバーするため、交渉のたたき台として、6月初めに新たな覚書をイギリス側に手渡した。この覚書では、まず世界貿易の枢要な要素である中国再建に向けての日英間の協力をうたい、そのために両国が中国の主権を尊重する政策を明らかにすると同時に、中国での秩序維持と繁栄促進のために両国が協力する必要性、また日英間で中国の政治的・経済的発展に関する情報を交換する必要性が述べられ、さらに日英間の貿易競合問題、日英間の財政面における緊密な接触、をとりあげる方針が記されていた。この覚書に対するイギリス外務省の姿勢は、やはり消極的であった。中国の秩序維持・経済発展のための日英協力、さらには情報交換という提案を、イギリス側は中国の背後でのとりひきにつながるとして、前年の吉田覚書の中国関係の提案と同じく、不穏なものと評価したのである<sup>46)</sup>。その結果再度の吉田の試みも何らの成果を生むことなく終った。

しかし、イギリス側が、外務省も含めて日本との関係改善の希望をまだ持っていたことに変りはなかった。その際、日本の政権が林内閣から近衛内閣に移っても、日本の中国政策の穏健化という傾向に変化はないとの認識がひろがっていたことに注目する必要がある。駐日代理大使ドッズ (James Dodds) は、近衛が、生産拡大、国際収支の均衡保持、政府の輸出入コントロールを政策の基礎にしていると考え、中国での日本の政策は「要求もしなければ譲歩もない」というものになり、軍部も穏健化の方向に向かっている。と観測していたし<sup>47)</sup>、日本の経済状況を視察した駐中国・駐日大使館財政顧問ホール=パッチ (Edmund Hall-Patch) も、財政状況の悪化にもかかわらず、日本の文民指導者が自信を回復し、財政が危機に瀕する前に軍部は理性をとり戻すだろうと考えているようだ、との報告を送っていた<sup>48)</sup>。

ちょうどこの頃、2月以来外務省極東局が作成してきた「極東におけるイギリスの政策」という長文の覚書がようやく完成をみた。この中では、対日政策に関して、日英同盟の復活は不可能であるが、日本に対して友好的な姿勢をとっていくことが必要であると説かれ、その具体的手段としては、フィリピンその他日本がその地から発する海軍による攻撃を恐れる場所の中立化に努めること、日中関係の改善に助力を与えること、日本製品に対する輸入割当制を緩和すること、などがあげられていた<sup>49)</sup>。

こうした方策の内、イギリスが速やかに独自で具体化しうるものとして、日本製品、とくに綿製品の輸入割当量の緩和問題が、以前に比べていっそう重視されるようになったこと、そしてその際、この政策のもつ政治的意味が強調されるようになったことに注目したい。たとえば外務省経済局のアシュトン=グウォトキン (Frank Ashton-Gwatkin) は、37年3月、吉田の示

唆した日英間の財政関係の緊密化という問題に触れて、その具体的な内容は詳らかでないとしても、輸入割当制の撤廃が政治状況の改善につながる可能性をそこにみていた<sup>50)</sup>。これは現状打破を志向する国への「経済的宥和政策」と呼びうる政策であった<sup>51)</sup>。イギリスが輸入割当制を廃止もしくは緩和することが、日本の実業界に強く抱かれているイギリスの通商政策への不満を減らし、「稳健派」と位置づけられる財界人をいっそう親英的立場に近づけることになる、と考えられたのである。これは、上海駐在の貿易担当参事官ビール（Sir Louis Beale）が日英の中国との経済関係の将来を展望した覚書の中で提唱していた方法である<sup>52)</sup>。

この政策は実際に採用される方向に進んだ。37年6月初めに開かれた貿易政策に関する省間委員会の報告書は、日本側が自発的に輸出規制を行なう姿勢を示せば、たとえランカシャー織維業界の強い反対が予想されても、植民地における輸入割当制を廃止する方向を明らかにしたのである<sup>53)</sup>。ただし、これは吉田による交渉の再開を前提にしての話であり、日中戦争の勃発は結局この政策がそれ以上に進展するのを妨げた。またもしもこれが実現していたとしても、それによって日本の対外進出姿勢が大きく変ると考えるのは、あまりにも楽観的すぎる見方であったといわねばならない。

このように、日中戦争開始の直前37年6月に、イギリス側は日本の支配勢力の稳健化に希望をかけながら、「経済的宥和政策」をひとつの軸に、日本との協調拡大の機会が到来するのを待っていた。しかしイギリス側の期待するような動きは起らぬまま、7月7日の日中戦争勃発を迎えたのである<sup>54)</sup>。

一方、イギリスと中国との関係は、鉄道建設借款問題をめぐって変化をみせていた。先に検討したように、イギリス側、とくにリース＝ロスなどの親日派は、36年秋の段階では借款問題を日英間の経済協力と結びつけて考えていたが、それに対する日本側の反応は消極的であった。しかし中国側のイギリスに対する借款要求は強まってきた。その際、中国側は、日本の参加という危険はおかせぬと主張、借款團は日本が政治的圧力を中国に加えるのを隠す煙幕として使われるであろう、と強い危惧の念を示していた。そのため、鉄道建設への援助を自国の経済進出のテコとして重視していたイギリスは、借款を日英協力問題から切り離し、単独で進めていく方向に姿勢を変えていった。日中関係の悪さを思えば、これがイギリスにとっての現実的政策への転換であることは明らかであった。単独借款実現のため、イギリスは借款團の他のメンバー、アメリカ、フランス、日本に対し、鉄道借款への参加権を放棄するよう説得し、さらに四国借款團そのものの解消をも訴えた。吉田はこうした動きに不安感を抱き、借款團は列強間の協力関係の最後のしるしであるとイギリス側に説いたが、これは何の効果もなかった<sup>55)</sup>。

その後、5月に中国の孔祥熙財政部長が渡英したことにより、借款問題は新たな展開をみる。すなわち孔は、鉄道建設借款に加えて、通貨安定のための借款（当面1,000万ポンド、後

に1,000万ポンド追加予定)を要求したのである。これはリース=ロスが年来考えていたことであり、すぐに彼の強力な後押しをえた。その場合、大蔵省側は、中国における中央準備銀行の独立・整備とそれへの外国人(イギリス人)顧問の任用、海關總稅務司メイズ(Sir Frederick Maze)の後任にやはりイギリス人をすること、および海關に外国人を新たに採用すること、を条件として中国側に要求した。中国経済に対するイギリスの影響力を維持・強化することをめざすこれらの点は、幣制改革時以来、リース=ロスなどにとっての懸案だったのである。ところが、イギリスト外務省側は、中国通貨安定のための準備高はすでに十分であるとして、この借款案の経済的效果に疑問を示すと同時に、通貨安定借款は日本を刺激する恐れもあるとして政治的効果にも疑いを抱き、借款を鉄道建設のためのもののみに限ることを望んだ<sup>56)</sup>。それでも、この通貨安定借款をめぐる交渉は、リース=ロスのイニシアティブにより、カドガン外務次官補(Sir Alexander Cadogan)に、「すでに後にひけぬ」と述べさせるところまで進んだ。しかし、日中戦争の勃発は、結局この借款に日の目を見せなかつた。ただし鉄道建設借款の方は、7月30日に廣東・梅県間の鉄道建設への300万ポンド借款が、8月4日に浦口・信陽間の鉄道への400万ポンド借款の契約が一応成立するに至つた(もっとも、これらの借款も戦争のため実現されなかつた)。

日中戦争勃発の2日前、7月5日に、川越茂駐中国大使は、イギリスの対中国借款の実現可能性が大であるとみて、日本が借款に積極的に参加するべきであると主張し、日英対等の借款とする案を熱意をこめて説いていた。もしも日本が局外に立ってイギリス単独の借款を許せば、「支那ノ金融否支那自体、英國(乃至ハ國際)管理化」がもたらされる可能性が強い。また日本が局外に立ちしかも借款成立を妨害するという方向も、國際情勢からみて「当分ハ直接間接支那ヲ破壊シ乃至ハ之ニ痛撃ヲ加フル程度ノ實力ヲ支那ニ用フルコト至難」であり、單なる威嚇でイギリスに思いとどまらせたり借款成立後の幣制を破壊することは不可能である、という見通しのもとで否定される。このように川越は論じた。彼はこうして日本の借款参加を勧め、それをもって「我對支政策ノ一大転機ヲ画スル」契機とすることを説いたのである<sup>57)</sup>。

あまりにも大きな「もしも」であるが、もしも川越の提言を実現する余裕が日本側にあつたなら、それはイギリスト外務省におけるリース=ロスらの意向と合致することになったと考えられないであろうか。しかし、川越の予測を裏切り2日後に開始された日中戦争を拡大させていった日本支配層の動きは、日英間のこのような「協力」関係の実現を、結局のところ不可能にしていったのである。

## 5. おわりに

1930年代前半のイギリスの東アジア政策の目標は、第1に、イギリスが大きな権益を有し、

さらにその市場としての経済的可能性に大きな夢を抱いていた中国における自国勢力の経済的・政治的後退をくいとめること、第2に、イギリス帝国に対する軍事的脅威である日本との関係悪化を防ぎ、協調をはかること、の二つに置かれていた。しかし、日本が中国侵略にのり出しており、中国での反帝国主義的民族運動が高揚をみせている条件のもとで、この二つの目標を両立させることはきわめて困難であった。チェンバレンに両目標を同時に実現する任務を託されて東アジアに赴いたリース＝ロス使節団の、この意味における失敗は、いわば不可避的だったのである。リース＝ロスが助けた中国の幣制改革の成功は、中国の対日抵抗力の基盤の強化を意味し、抗日救國運動の活発化とあいまって、本稿で扱った時期においては、上記の二目標の同時追求はますます困難になっていた。そうした状況の中で出された吉田覚書は、中国を犠牲にする内容を含んでいただけに、イギリス側、とくに外務省の否定的対応をひき出したのである。しかし、日英協調への志向は、チェンバレンなどと外務省などとの間にその強さの差はある、あくまで保持され続けており、それを実現する具体的方策は、とりあえず「経済的宥和政策」としての輸入割当制廃止などに求められるようになった。一方、中国への鉄道建設借款供与問題は、一時は日英協調策と関連させて考えられたが、所詮こうした企ては実現不可能であり、結局は日本を排除する形でのみ、一定の進展をみたのである。

このように、この時期、イギリスの政策決定者は、前述の両目標追求という基本線は依然維持しつつ、その同時実現のための新たな方法を模索していた。しかし、日中戦争が突然開始され、それが当初の予想をこえて長びいたことにより状況は大きく変わる。日中戦争直前、日本国内の勢力配置を比較的楽観的にみていたイギリスの政策決定者は、戦争の勃発を全く予期していなかったが、これ以後東アジア政策の再検討を迫られることになるのである。

- 1) 外務省編『日本外交年表並主要文書』下(原書房, 1966), 346.
- 2) 以下の拙稿をも参照されたい。「日中戦争前史における国際環境——イギリスの対日政策・1934年——」『教養学科紀要』(東京大学), 9 (1977); 「1930年代におけるイギリスの東アジア認識」藤原彰・野沢豊編『日本ファシズムと東アジア』(青木書店, 1977) 所収; 「日本ファシズム形成期の国際環境」江口圭一編『体系・日本現代史1, 日本ファシズムの形成』(日本評論社, 1978) 所収。
- 3) Ann Trotter, *Britain and East Asia 1933-1937* (London, 1975), Ch. 11.
- 4) S. Olu Agbi, "The Foreign Office and Yoshida's Bid for Rapprochement with Britain in 1936-1937: A Critical Reconsideration of the Anglo-Japanese Conversation," *The Historical Journal*, 21-1 (1978).
- 5) 細谷千博「外交官・吉田茂の夢と挫折」『中央公論』1977-8.
- 6) Memo. by the Secretary of State for War, The Importance of Anglo-Japanese Friendship, 1936. 1. 17, CAB24/259, CP12 (36). 以下本稿で引用するイギリス側史料は、特別の断り書がない限り、サリー(1977年まではロンドンに所在)にある Public Record Office 所蔵のものである。CAB は内閣文書を、FO は外務省文書を、T は大蔵省文書を示す。
- 7) Memo. by Orde, 1936. 1. 22, FO371/20279, F701/89/23.

- 8) Clive to FO, 1936. 2. 20; Minute by Orde, 1936. 2. 21, FO371/20242, F1014/96/10.
- 9) 有田八郎『馬鹿八と人はいう——外交官の回想』(光和堂, 1959), 76-78; ゲイロード・窪田「有田八郎——日独防共協定における薄墨色外交の展開——」日本国際政治学会編『国際政治 56 1930年代の日本外交——四人の外相を中心として——』(有斐閣, 1977), 55-56.
- 10) Memo. by Hornbeck and Note by Hamilton, 1936. 6. 25, *Foreign Relations of the United States. Diplomatic Papers* (以下 FRUS と略記), 1936-IV, 220-223.
- 11) 細谷「外交官・吉田茂の夢と挫折」, 253.
- 12) Eden to Clive, 1936. 7. 30, FO371/20277, F4625/3390/10.
- 13) Neville Chamberlain Diary, entry for 1936. 10. 25, Neville Chamberlain Papers (Birmingham University), NC2/23a.
- 14) FO371/20279, F6511/89/23.
- 15) 細谷「外交官・吉田茂の夢と挫折」, 256.
- 16) Minute by Pratt, 1936. 10. 28; Minute by Orde, 1936. 10. 30, FO371/20279, F6511/89/23.
- 17) たとえば, Cadogan to Knatchbull-Hugessen, 1936. 11. 2, FO371/20245, F6551/96/10.
- 18) Susan Howson/Donald Winch, *The Economic Advisory Council, 1930-1939. A Study in Economic Advice during Depression and Recovery* (London, 1977), 75.
- 19) Cowan to FO, 1936. 9. 8, FO371/20231, F5476/38/10.
- 20) Schackle to Vansittart, 1937. 1. 1, FO371/21029, F37/28/23.
- 21) 原田熊雄述『西園寺公と政局』第5巻(岩波書店, 1951), 193.
- 22) Clive to FO, 1936. 11. 3, FO371/20279, F6714/89/23.
- 23) Memo. by the Far Eastern Department, FO371/20286, F7504/303/23.
- 24) Memo. by Vansittart, 1936. 12. 31, FO371/20278, F778/2258/10.
- 25) Note by Chatfield, 1937. 1. 5, Chatfield Papers (National Maritime Museum), CHT/3/1.
- 26) 吉田大使発有田外相宛, 1936. 12. 26, 外務省文書(外交史料館), E. 3. 1. 1. 2-3, Vol. 5.
- 27) FO371/21029, F345/28/23.
- 28) Memo. by Cadogan, 1937. 1. 21, FO371/21029, F417/28/23.
- 29) Stephen Lyon Endicott, *Diplomacy and Enterprise. British China Policy 1933-1937* (Manchester, 1975), 157-160. 駐中国軍事アッシャーは、事件解決後周恩来と会見した印象を、「私の得た結論では、反乱者は頭を雲の中につっこんで座っていたように思われる。彼らは自分達が何をしようとしているのか分かっていないから、もしも戦いを交えることになれば、中央政府が彼らを西安から追い出すのにはほとんど困難はなかった」と記している。極東局長オードにとって、この結論は「安心すべきもの」であった。Knatchbull-Hugessen to FO, 1937. 1. 25; Minute by Orde, 1937. 1. 27, FO371/20969, F547/35/10.
- 30) Cf. *Manchester Guardian*, 1937. 1. 23; *The Economist*, 1937. 1. 30, 231.
- 31) Clive to FO, 1937. 2. 5, FO371/21038, F731/233/23.
- 32) 日本の「穏健化」についてのイギリスにおける解釈の一例として、労働党機関紙『ディリー・ヘラルド』のユーアー(Ewer)の論説を紹介してみよう。「私の推測によると、天皇裕仁自身が、最後の元老西園寺の助言で語った言葉に、軍が従ったものと思われる。天皇はわれわれの言う意味での王ではなく、日本人の眼には文字通り神である。……彼が自らのまがいもない権威を利用し、自らの神聖な意志を示ことによつて穏健化をもたらそうと決意したのであろうか。」*Daily Herald*, 1937. 3. 10.
- 33) *Spectator*, 1937. 3. 12, 462.
- 34) D.P.(P.) Second Meeting, 1937. 5. 11, CAB16/181.

- 35) Minute by Leith-Ross, 1937. 2. 22, T188/162, ERD/7004.
- 36) Leith-Ross to Cadogan, 1936. 11. 17, FO371/20281, F7101/108/23; Clive to Cadogan, 1937. 1. 6, FO371/21033, F423/111/23.
- 37) R. John Pritchard, "The Far East as an Influence on the Chamberlain Government's Pre-War European Policies," *Millennium*, 2-3 (Winter 1973-74), 9.
- 38) Knatchbull-Hugessen to Kirkpatrick, 1937. 3. 2, FO800/297; Knatchbull-Hugessen to FO, 1937. 3. 2, FO371/21024, F1325/597/61.
- 39) FO Minute, 1937. 3. 31, FO371/21024, F1325/597/61.
- 40) 佐藤尚武『回顧八十年』(時事通信社, 1963), 375.
- 41) 佐藤外相発吉田・斎藤大使宛, 1937. 4. 30, 外務省文書, A.1.1.0. 10, Vol. 7.
- 42) *The Economist*, 1937. 5. 15, 388.
- 43) The Department of State to the Chinese Embassy, n.d. (1937. 5. 10 or 11), FRUS, 1937-III, 83.
- 44) Grew to Hull, 1937. 5. 10; Hull to Bingham, 1937. 5. 24, FRUS, 1937-III, 82-83, 103-104. フランスもまた交渉内容に関して具体的に知らなかつたことについては, Corbin to Delbos, 1937. 6. 9, *Documents Diplomatiques Français 1932-1939*, 2-VI, No. 37.
- 45) Max Beloff, *The Foreign Policy of Soviet Russia 1929-1941*, Vol. II, 1936-1941 (London/N.Y./Tronto, 1949), 177 に引用.
- 46) Memo. by Yoshida, 1937. 6. 2; Minute by Cadogan, 1937. 6. 4, FO371/21029, F3416/28/23.
- 47) Dodds to FO, 1937. 6. 26, FO371/21039, F3664/233/23.
- 48) Memo. by Hall-Patch, 1937. 6. 21, FO371/21033, F4512/111/23. 前年の8月から9月にかけて訪日した際のホール=パッチは, 銀行家や大蔵省の役人は財政状態に危機感を抱いているものの, 軍部に対抗する意志を持っていないという印象を抱いていた. 従って, 彼はこの間に状況の著しい変化があったとみているわけである. Hall-Patch to Clive, 1936. 9. 22, FO371/20281, F6493/108/23.
- 49) Memo. by the Far Eastern Department, June 1937, FO371/21024, F2638/597/61.
- 50) Memo. by Ashton-Gwatkin, March 1937, FO371/21215, W6363/5/50.
- 51) 「経済的宥和政策」がイギリスで真剣に検討され始めるのは1935年のことで, 35年9月, 國際連盟で当時のホーハ外相が植民地における原料資源利用の自由, という形で具体的に提起したのがひとつのかぎかけとなっている. アシュトン=グウォトキンはこうした政策の中心的担い手の一人であった。
- 52) Memo. by Beale, 1937. 4. 6, FO371/20965, F3975/14/10.
- 53) Report of the Interdepartmental Committee on Trade Policy, 1936. 6. 7, FO371/21247, F1181/393/98.
- 54) 日本側でも重光葵駐ソ大使などは, イギリスで「日英親善ノ空気が益々濃厚ニ動キツツアル」とみていたが, その際東アジアに関して集団的機構を作ったり, 他国が東アジアの政治問題に触れたりすることはさせぬこと, また「支那問題ニ付テ詳細ニ協定ヲスルハ日本ガ支那ト直接取極メヲナス場合ノ障害ニモナルシ夫レハ却ツテ無駄デアルノミナラズ困難ナコトト思ヘレル」ためそれは避けて, 何よりも「経済問題及ビ世界ニ亘ル通商問題ニ付テ何時ニテモ必要ト思惟スル場合ニ自由素直ナル意見ノ交換ヲナシ得ルコト」がまず必要である, と考えていた. 重光葵, 欧州の政局・補足第二, 1937. 5. 10, 外務省文書, A. 2. 0. 0. X-1.
- 55) Minute by Cadogan, 1937. 4. 24, FO371/20994, F2349/320/10.
- 56) Memo. by Chaplin, 1937. 7. 8, FO371/20946, F3894/4/10; Trotter, *Britain and East Asia*, 205-210.
- 57) 川越大使発広田外相宛, 1937. 7. 5, 外務省文書, A. 2. 1. 0. C 6.

**British Policy towards Japan on the Eve of the Sino-Japanese War***by Yoichi KIBATA*

Both in Britain and in Japan, there were influential figures who advocated rapid rapprochement between these two countries on the eve of the Sino-Japanese war. The Japanese ambassador in Britain, Shigeru Yoshida, was one of them. His attempt to bring about an Anglo-Japanese agreement and Britain's response to it have already been analysed by several historians. The aim of the writer in dealing with this Anglo-Japanese negotiation is to throw additional light on the British attitude towards Japan by putting stress on her estimate of the power of the "moderate elements" in Japan and on the aspect of "economic appeasement", i.e. the plan to abolish the colonial quota system against Japanese textile goods. This policy began to be considered seriously in 1937. It was thought that such a policy would strengthen the hands of the "moderate elements" in Japan, who were supposed to be regaining self-confidence. But the outbreak of the war destroyed the chance to carry this policy into effect.